

12月入社者向け 年末調整の要否判断 & 対応ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整の要否は給与の支給日で決まる

12月入社者の年末調整を行うかどうかは、**12月勤務分の給与が年内に支払われるかによって決まります。**
所得税法上、給与は支払いが確定した時点（支給日）でその年の所得となるためです。

給与の支給タイミング	年末調整	理由
当月支給 (12月勤務分を12月中に支給)	必要	12月中に給与の支払いがあるため、 会社の年末調整の対象となる所得が発生します。
翌月支給 (12月勤務分を翌年1月に支給)	不要	12月中に給与の支払いがないため、 その年の所得が0円となり、会社は年末調整を行えません。

年末調整が必要な場合の対応

12月中に給与を支払う従業員については、会社で年末調整を行います。
入社後、速やかに対象従業員から以下の書類を回収してください。

提出書類

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書
- （その年に前職の給与がある場合）前職の源泉徴収票

前職の源泉徴収票の取り扱い

前職の源泉徴収票は、年間の所得を正しく計算するために必要な書類です。

もし、従業員が紛失してしまったり、前の会社から交付されなかったりして提出が間に合わない場合は、年末調整の対象から外れ、自身で確定申告を行う必要が出てきます。

年末調整ができない場合の対応

12月勤務分の給与を翌年1月に支払う場合、今年度分の所得は発生しないため、会社で年末調整を行うことはできません。

この場合、**従業員自身で確定申告を行う必要があります。**

確定申告をしないと、毎月の給与から天引き（源泉徴収）された所得税の過払い分が還付されず、従業員が不利益を被る可能性があります。

従業員への確定申告の案内事項

会社は、対象の従業員がスムーズに手続きできるよう、以下の内容を案内し、サポートすることが求められます。

- **確定申告の必要性**

会社で年末調整ができないため、自身での申告が必要です。

申告することで、納めすぎた所得税が還付される可能性があることを伝えます。

- **手続きの期間**

原則として、翌年2月16日から3月15日までです。

還付申告のみであれば、翌年1月1日から5年間提出可能です。

年末調整ができない場合の対応

- **必要書類**

- その年に給与を受け取った全ての会社（前職および自社発行分）の源泉徴収票
- マイナンバーカード（または通知カードと本人確認書類）
- 各種控除証明書（生命保険料、地震保険料、iDeCoなど）
- 還付金の振込先口座情報

- **申告方法**

- **e-Tax（電子申告）**
国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、オンラインで提出できます。
自宅から24時間手続きでき、還付も早い傾向にあるため推奨されます。
- **書面での申告**
作成した申告書を印刷し、所轄の税務署へ郵送または持参します。

- **相談窓口**

不明点は所轄の税務署や、確定申告時期に設置される相談会場で質問できることを案内します。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。